

1. 令和6年4月からの雇用関係の改正

令和6年4月1日から、雇用や労働に関する法改正が幾つかあります。

①労働者の募集時等に明示する事項の追加:労働者の募集や職業紹介事業者への求人申込の際に、1.従事すべき業務の変更の範囲、2.就業場所の変更の範囲、3.有期労働契約を更新する場合の基準、が明示しなければならない事項として追加されます。1.2.の変更の範囲は、「雇入れ直後にとどまらず、将来の配置転換など今後の見込みも含めた、締結する労働契約の期間中における変更の範囲のこと」とされています。

②労働条件明示事項の追加:労働者の雇入れ時には一定の労働条件の明示を要するとされていますが、4月よりこの明示事項に、1.就業場所・業務の変更範囲、2.有期労働契約の更新上限の有無と内容、3.有期契約労働者の無期転換申込機会と無期転換後の労働条件、が追加されます。1~3 すべて書面の明示を要する事項となり、1.は全ての労働者、2.3.は有期契約労働者が対象となります。

上記①②はすべての企業に対する変更ですが、一定の制度を導入している、または、一定の業種の企業に関わる制度の変更もあります。裁量労働時間制を導入している企業では、労使協定に本人の同意を得て行うこと(専門業務型)・同意の撤回の手続(専門業務型・企画業務型)、労使委員会の運営に関すること(企画業務型)について変更となります。また、時間外労働の上限規制について、適用が猶予されていた建設業、運送業、医師等について上限規制が適用されるようになります。

令和6年を迎えるばかりですが、今のうちに準備を始めておきたいところです。



2. 労働政策審議会で審議されている雇用保険適用拡大について

現行、雇用保険法では、一部の事業(農林水産業の個人事業で常時5人以上を雇用する事業以外=暫定任意適用事業)を除き、労働者が雇用される事業を強制適用事業としています(第5条)。雇用保険の適用事業に雇用される労働者は被保険者となります(第4条第1項)。一方、全ての労働者に雇用保険が適用されるわけではありません。「適用除外」とされている方がおりまして、① 1週間の所定労働時間が 20 時間未満である者 ② 同一の事業主に継続して 31 日以上雇用されることが見込まれない者 ③ 季節的に雇用される者(短期雇用特例被保険者に該当する者を除く。)であって、4月以内の期間を定めて雇用される者又は一週間の所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満である者 ④ 日雇労働者であって、適用区域に居住し適用事業に雇用される等の要件に該当しない者 ⑤ 国、都道府県、市町村等に雇用される者 ⑥ 昼間学生とされています(法第6条)。この内容が大きく変わろうとしています。

現在、厚生労働省労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会では多くのことが審議されています。その中で雇用労働者の中で働き方や生計維持の在り方の多様化が進展していることを踏まえ、雇用のセーフティネットを拡げるという観点から、週の所定労働時間が 10 時間以上 20 時間未満の労働者にも適用することとし、事業主の準備期間等を勘案して、2028(令和 10)年度中に施行することとすべきであるという「雇用保険の適用拡大」が大きな目玉になるのではないかと思います。施行されると、同時に2以上の雇用関係にある労働者は、労働者が生計を維持するに必要な主たる賃金を受ける1の雇用関係についてのみ被保険者となるという方が今後どのような形になるのか。副業・兼業をはじめ働き方も多様性が進んでおりますし今後の動向に注視したいと思います。まだまだ先の話とっているとあっという間にその日を迎えることになります。まずは労働条件明示事項の改正と合わせ、現行制度における加入漏れがないか。点検をしていただければと思います。

● 編集後記 ●

初めて歌舞伎を観に行きました。超歌舞伎「今昔饗宴千本桜(はなくらべせんぼんざくら)」は歌舞伎座での初公演。公演の目玉、中村獅童さんと初音ミクさんの宙吊りを観客がサイリウムで応援。バーチャルな世界と古来の文化の融合の新しい世界が歌舞伎の一部となっていました。花吹雪が舞い、なんともきらびやかな演出に魅了されました。(秋山)

あおぞら人事・労務サポート
 特定社会保険労務士
 秋山幸子 (登録 NO.13050514)
 三鷹市下連雀 3-38-4
 三鷹産業プラザ 307
 TEL:0422-24-8625
 FAX:0422-24-8605
 E-mail: info@aozora-sr.com
 URL: www.aozora-sr.com

責任編集:社会保険労務士(武蔵野統括支部)
 メンバー:秋山・隅谷・安部・酒井・福岡・奥山